

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所
令和2年5月9日5時00分発表

国道45号 応急対策・通行規制『解除』・ 災害対策支部体制のお知らせ（終報）

令和2年4月25日3時50分に国道45号 気仙沼市東八幡前地内において、法面崩落が確認されたため、片側交互通行を行っていましたが、崩落した法面の復旧工事が完了したことから、5月9日（土）5時00分に片側交互通行を解除しましたのでお知らせします。これに伴い、仙台河川国道事務所では災害対策支部（警戒体制：道路）を解除しました。

1. 復旧作業状況

- ・現在までの状況：4月25日 17時 5分 応急対策（大型土のう等による土留対策）完了
4月25日 17時 5分 応急対策（崩落の危険性がある土砂の撤去）開始
4月29日 5時30分 通行止め解除（片側交互通行へ移行）
5月9日 4時30分 崩落した法面の復旧工事、現地確認完了
5時00分 片側交互通行解除

2. 通行規制情報

- ・規制箇所：国道45号 気仙沼市東八幡前 地内
- ・規制内容：片側交互通行
- ・規制開始時間：令和2年4月29日（水）5時30分～
- ・規制解除時刻：令和2年5月9日（土）5時00分

3. 事務所体制：

道路 令和2年4月25日（土）3時50分 非常体制
道路 令和2年4月29日（水）5時30分 警戒体制
道路 令和2年5月9日（土）5時00分 体制解除

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所
TEL 022（248）4131（代表）
副所長 外崎 高広（とのさき たかひろ） 内線205